

別表

令和8年度 臨時給水経費基準表

区 分		金 額 (税抜き)
労務費		1時間につき 2,210円
車両費	3t車	1台、1回につき 14,500円
	4t車	1台、1回につき 15,700円
事務費		労務費及び車両費合計の100分の20
消費税相当額		各区分の合計額の100分の10
<p>《備考欄》</p> <p>・ 労務費</p> <p>大分市上下水道局職員（業務委託契約による客先常駐社員を含む。）が臨時給水に従事した時間（準備及び移動にかかる時間を含む。）及び人員数に、臨時給水申込日の前々年度の水道事業会計決算における、勤務1時間当たりの給料の額（職員1人当たりの平均額）を乗じて得た額とする。ただし、臨時給水を勤務時間外に行う場合は、勤務1時間当たりの給料の額に勤務時間外の割増係数を乗じた額とする。</p> <p>臨時給水に要した時間が1時間に満たない場合は1時間として算定し、1時間以上の端数がある場合はその端数が30分に満たない場合は切り捨て、30分を超えた場合は切り上げるものとする。</p> <p>・ 車両費</p> <p>臨時給水のために使用した給水車の車両に係る経費は、水道施設等の破損事故に伴う復旧費の請求に関する取扱要綱（令和6年4月1日制定）別表における金額を準用する。</p> <p>・ 事務費</p> <p>労務費及び車両費の合計額に100分の20を乗じて得た額とする。</p> <p>・ 消費税相当額</p> <p>各区分の合計額に、消費税及び地方消費税率を乗じて得た額を加算するものとする。この場合において、1円未満の端数がある時は、これを切り捨てる。</p>		